

令和元年12月19日

児童発達支援
市内 放課後等デイサービス 管理者 様
共生型障害児通所支援

千葉市保健福祉局高齢障害部
障害福祉サービス課長

提供するサービスの質の評価及び改善内容（自己評価結果等）の公表等について

日頃より、本市障害福祉行政の推進にご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「千葉市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成24年千葉市条例第74号）により、対象事業者は、その提供する支援の質について、自ら評価を行うとともに、当該事業所を利用する障害児の保護者による評価を受けてその改善を図り、おおむね1年に1回以上、自己評価結果等を公表していただくこととしております。また、平成31年4月からは、自己評価結果等の公表について千葉市に届出がなされていない場合には、減算が適用されることとなっております。

つきましては、今後、質の評価や公表を行うにあたり、ご注意いただきたい点をまとめましたので、ご連絡いたします。

記

1 届出の時期

毎年4月に、自己評価結果等を公表している旨を必ず千葉市に届け出てください。

※ただし、年度途中（5月1日～3月1日）に指定を受けた事業所にあつては、指定の翌々年度4月を初回の届出とします。

2 対象となる支援

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援、基準該当通所支援

3 質の評価を実施する際の注意点について

（1）自己評価・保護者等による評価の実施単位について

・事業所毎に実施してください。（法人全体ではありません。）

（2）職員による自己評価の実施方法について

・職員一人一人が自己評価を実施してください。

(3) 事業所全体による自己評価について

- ・《職員による自己評価結果》を集計の上、職員全員で討議し、項目ごとに課題や工夫している点について認識をすり合わせてください。
- ・討議の結果を書面で記録し、職員間で共有してください。
- ・《保護者等による評価結果》を踏まえ、支援の提供者の認識と保護者の認識の違いを客観的に分析してください。

(4) 公表について

- ・(3) 事業所全体の自己評価を踏まえ、事業所の強みや改善目標、目標に向けてどのような取り組みを行うか、できるだけ詳細に記載した上で公表してください。
- ・単なる、「はい」「いいえ」等の数を公表するものではありません。
- ・保護者等による評価結果については保護者にフィードバックしてください。
- ・公表の対象は(3) 事業所全体による自己評価結果を踏まえたものとなりますので、保護者等による評価結果のみを公表している場合は、併せて自己評価結果を公表してください。
- ・公表している資料に評価実施期間を明記してください。

(5) 評価表について

厚生労働省の「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」を参考にしてください。雛型ですので使いやすいように加工していただいても構いません。加工する場合や独自の調査票を活用する場合は、下記の事項を満たしてください。

- ア 当該指定通所支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況
- イ 従業者の勤務の体制及び資質の向上のための取組の状況
- ウ 指定通所支援の事業の用に供する設備及び備品等の状況
- エ 関係機関及び地域との連携、交流等の取組の状況
- オ 当該指定通所支援事業者を利用する障害児及びその保護者に対する必要な情報の提供、助言その他の援助の実施状況
- カ 緊急時等における対応方法及び非常災害対策
- キ 指定通所支援の提供に係る業務の改善を図るための措置の実施状況

千葉県障害福祉サービス課
指導班

TEL : 043-245-5227

FAX : 043-245-5630

MAIL : shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp